

駐車と停車



1 駐車と停車の意味(法2)

1 駐車

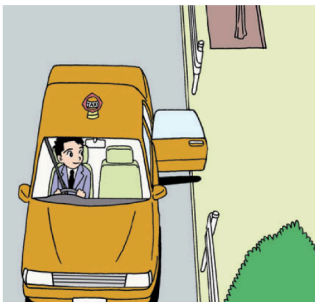
駐車とは、

- ① 車が継続的に停止すること
- ② 運転者が車から離れていてすぐに運転できない状態で停止すること

をいいます。

人の乗り降りや、5分以内の荷物の積みおろしのための停止の場合は駐車になりません。

◆客待ち、荷待ち



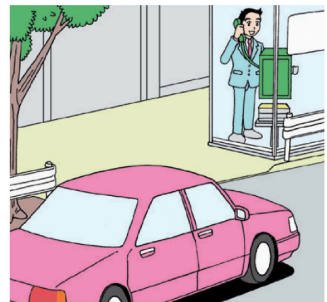
◆5分を超える荷物の積みおろし



◆故障



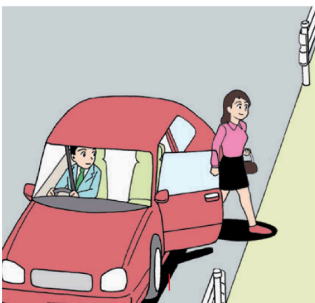
◆すぐ運転できない状態



2 停車

停車とは、駐車にあたらぬ短時間の車の停止をいいます。

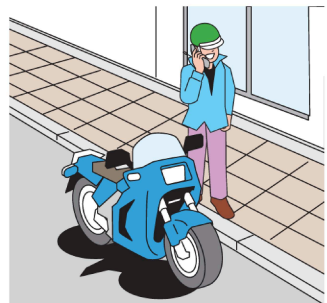
◆人の乗り降り



◆5分以内の荷物の積みおろし



◆車からはなれず、またはなれてもすぐに運転できる状態の短時間の停止



2 駐車、停車の禁止と例外(法44・45・46)

1 駐車、停車禁止の必要性

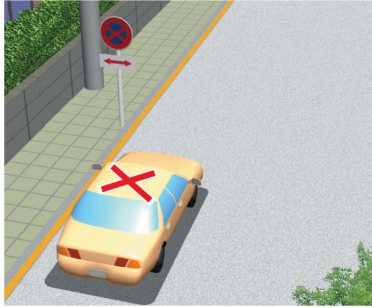
違法な駐停車は、付近の交通を混雑させるとともに、道路の見通しを悪くするため、飛び出し事故などの原因となります。また、パトカー、消防車など緊急自動車の通行を妨げるおそれもあります。

駐停車しようとする場合には、必ず駐停車できる場所であることを確認しましょう。

2 駐停車禁止の場所

次の場所では、**駐車も停車もしてはいけません**。ただし、赤信号や危険防止のため一時停止する場合があります。

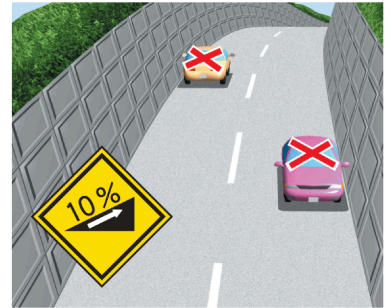
① 「駐停車禁止」の標識や標示のある場所



② 軌道敷内



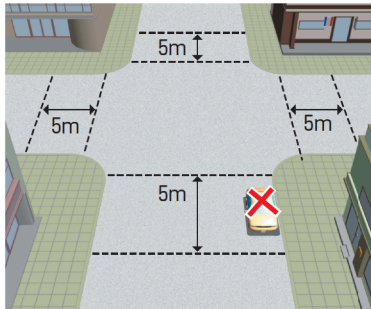
③ 坂の頂上付近やこう配の急な坂（上り、下りともに）



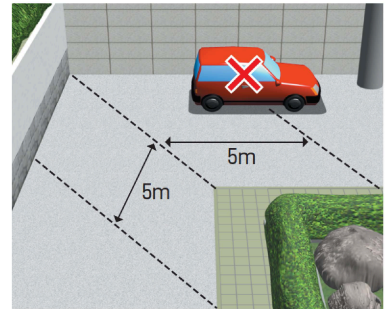
④ トンネル



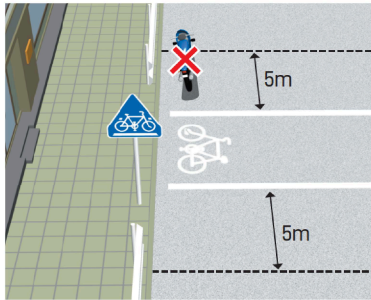
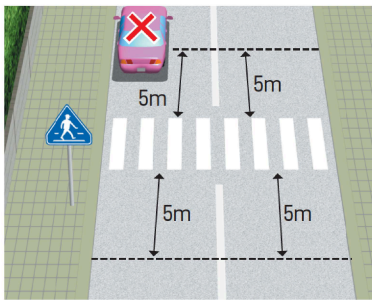
⑤ 交差点とその端から5メートル以内の場所



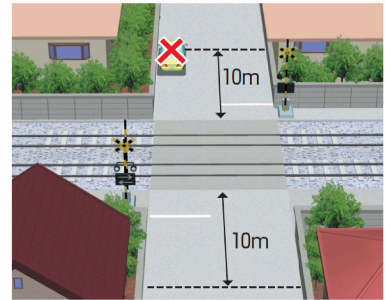
⑥ 道路の曲がり角から5メートル以内の場所



⑦ 横断歩道、自転車横断帯とその端から前後に5メートル以内の場所



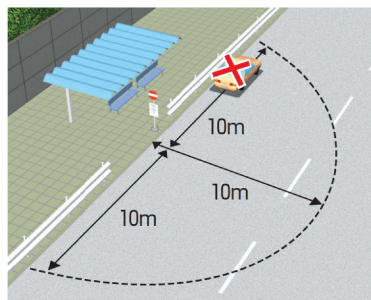
⑧ 踏切とその端から前後10メートル以内の場所



⑨ 安全地帯の左側とその前後10メートル以内の場所



⑩ バス、路面電車の停留所の標示板（標示柱）から10メートル以内の場所（運行時間中に限ります。）

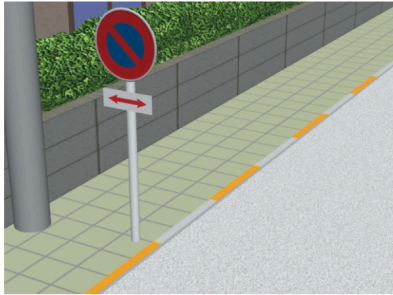


3 駐車禁止の場所

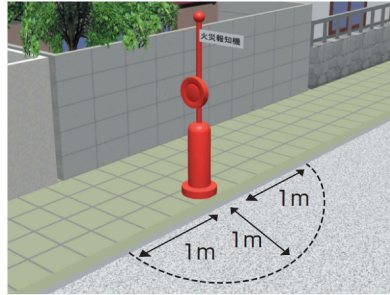
次の場所では**駐車**してはいけません。

しかし、警察署長の許可を受けたときは別です。

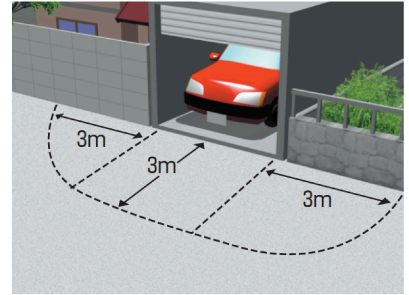
① 標識や標示によって駐車が禁止されている場所



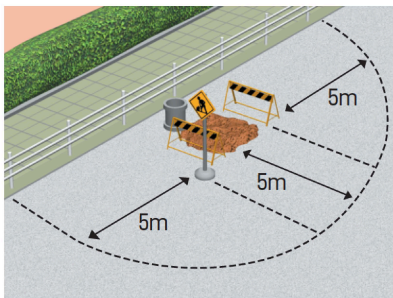
② 火災報知機から1メートル以内の場所



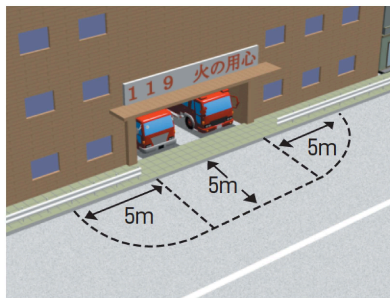
③ 駐車場、車庫などの自動車用の出入口から3メートル以内の場所



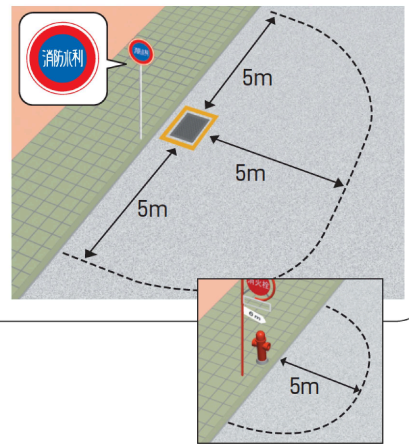
④ 道路工事の区域の端から5メートル以内の場所



⑤ 消防用機械器具の置場、消防用防火水そう、これらの道路に接する出入口から5メートル以内の場所



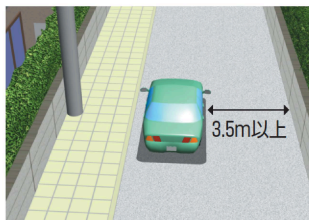
⑥ 消火せん、指定消防水利の標識が設けられている位置や消防用防火水そうの取り入れ口から5メートル以内の場所



4 無余地駐車禁止とその例外

駐車する場合、車の右側の道路上に3.5メートル以上の余地がなくなる場所では**駐車**してはいけません。

また、標識により余地が指定されているときには、その余地がとれない場所では**駐車**してはいけません。



しかし、次の場合は駐車できます。

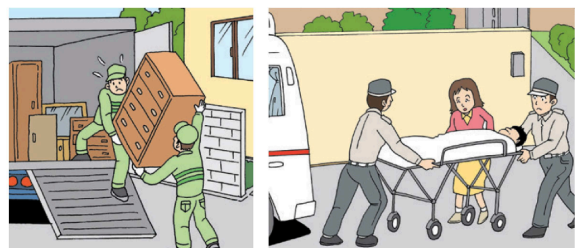
- ① 荷物の積みおろしで運転者がすぐ運転できるとき
- ② 傷病者の救護のためやむを得ないとき



「警察署長の許可を受けて駐車できる車」

- ① 応急修理を必要とする車
- ② 5分以内に貨物の積みおろしができない車
- ③ 冠婚葬祭のための車
- ④ その他、警察署長がやむを得ないと認める車両

◆無余地駐車禁止の例外



5 標識による駐停車可

駐停車や駐車が禁止されている場所であっても標識により特に認められている場合は、駐車や停車ができます。

停車可



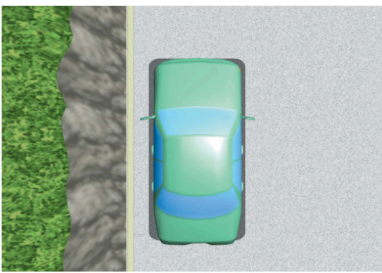
駐車可



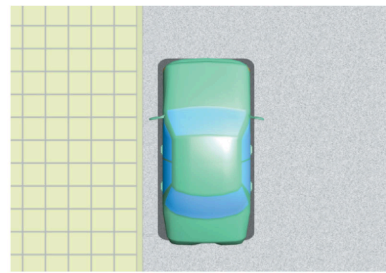
3 駐車と停車の方法 (法47・48、令14の5)

駐車や停車は次の方法でなければなりません。

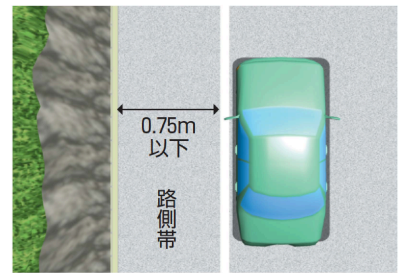
① 歩道や路側帯のない道路では、道路の左端に沿うこと。



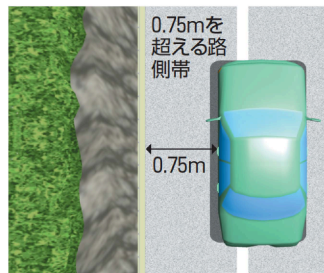
② 歩道のある道路では、車道の左端に沿うこと。



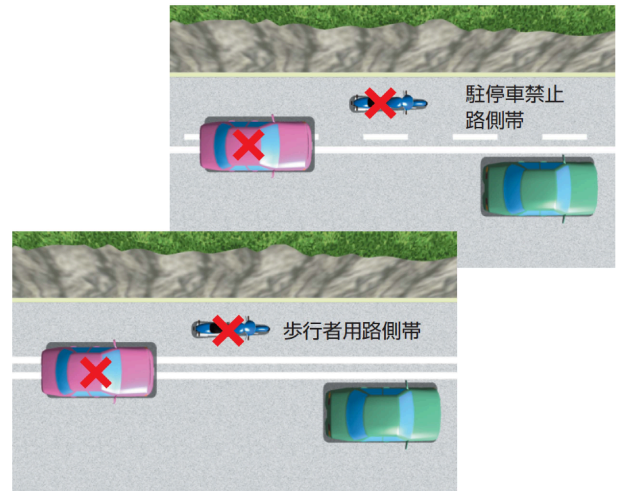
③ 路側帯のある道路では、路側帯の幅が0.75メートル以下の場合、車道の左端に沿うこと。



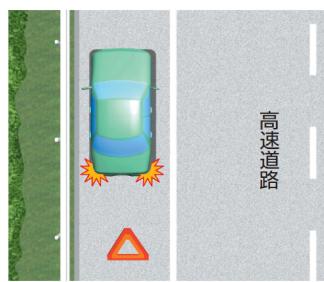
④ 路側帯の幅が広い場合には、路側帯に入り、車の左側に0.75メートル以上の余地を空けること。



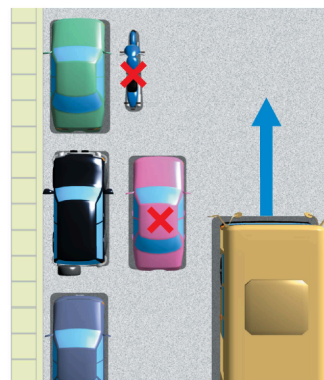
⑤ 実線と破線、又は、2本の実線で示された路側帯では、その幅が広くてもその中に入って駐停車しないこと。



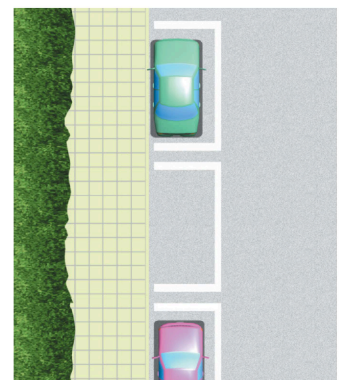
⑥ 高速道路で故障などのためやむを得ず駐停車する場合は、(歩行者の通行が禁止されているので)路側帯に入って、道路の左端に沿うこと。



⑦ 道路に平行して駐停車している車と並んで駐停車しないこと(二重駐停車の禁止)。



⑧ 標識や標示により駐停車の方法が指定されているときは、その方法に従うこと。



4

駐車時間の制限等 (法45の2・49・49の2・49の3・49の4・51・51の2・51の4、令14の7)

1 長時間駐車禁止

- ① 道路を車庫がわりに使用してはいけません。
- ② 道路上に駐車する場合、同じ場所に引き続き12時間(夜間は8時間)以上駐車してはいけません(特定の村の区域内の道路を除きます)。

2 時間制限駐車区間における駐車の方法など

1 時間制限駐車区間での駐車

都市部においては、多くの場合、駐車が禁止されていますから、パーキング・メーターやパーキング・チケット発給設備のある場所(時間制限駐車区間)で手数料を支払って駐車する場合のほかは、道路上での駐車は原則としてできません。

2 パーキング・メーターなどのある場所での駐車方法

パーキング・メーターなどがある場所で駐車するときは、次のようにしなければなりません。

- ① パーキング・メーターがある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・メーターを直ちに作動させること。
- ② パーキング・チケット発給設備がある時間制限駐車区間で駐車するときは、パーキング・チケット発給設備からパーキング・チケットの発給を直ちに受け、駐車している間、これを車の前面の見やすい場所(フロントガラスのある車では、その内側)に前方から見やすいように掲示すること。
- ③ 時間制限駐車区間では、パーキング・メーターが車を検知した時又はパーキング・チケットの発給を受けた時から、標識によって表示されている時間を超えて駐車しないこと。

◆時間制限駐車区間があることを示す表示板



パーキング・メーター
8-20
P 60分
日曜・休日を除く8-20

◆パーキング・チケット発給設備があることを示す表示板



P 60分
8-20
パーキング・チケット

◆時間制限駐車区間表示された時間(午前8時から午後8時までの間で、60分を超えない)駐車ができます。



◆パーキング・メーター



◆パーキング・チケット発給設備



セーフティチケット

冬道駐車

冬道での路上駐車は、除雪車の通行の迷惑になります。また、除雪された雪で道路脇に山ができて道幅が狭くなるなど、道路状況が悪く様々な危険が発生しやすくなるので、冬期は、路上駐車をしないようにしましょう。

3 高齢運転者等専用場所等での駐車、停車

- ① 駐停車や駐車が禁止されている場所であっても、標識により標章車に限り駐車や停車が認められている場所（高齢運転者等専用場所）では、専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車や停車ができます。
- ② 標識により標章車に限り駐車が認められている時間制限駐車区間（高齢運転者等専用時間制限駐車区間）では、専用場所駐車標章に登録（車両）番号が記載されている普通自動車のみが駐車できます。
- ③ 専用場所駐車標章は、普通自動車を運転することができる免許を受けた者で次に当たるものに限られ、公安委員会に申請して、交付を受けることができます。
- ・70歳以上の高齢運転者
 - ・両耳の聴力が補聴器を用いても10メートルの距離で90デシベルの警音器の音が聞こえない程度の聴覚障がいのあることを理由に免許に条件を付されている運転者
 - ・肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている運転者
 - ・妊娠中又は出産後8週間以内の運転者
- ④ 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間で駐車や停車をするときは、駐車や停車をしている間、専用場所駐車標章を普通自動車の前面の見やすい場所（フロントガラスのある普通自動車では、その内側）に掲示しなければなりません。
- ⑤ 高齢運転者等専用場所又は高齢運転者等専用時間制限駐車区間では、公安委員会から専用場所駐車標章の交付を受けていない者は、駐車や停車してはいけません。



◆ 高齢運転者等標章
自動車駐車可



◆ 高齢運転者等標章
自動車停車可

第 年 月 日	
専用場所駐車標章	
登録（車両）番号	
<small>第1号 道路交通法第45条の2第1項 第2号に該当 第3号</small>	
	公安委員会 印
<small>標章車に限り駐車・停車することができる区間・場所に駐車・停車するときは、普通自動車の前面（前面ガラスがある場合は、その内側）の見やすい箇所に、この面に表示された事項が前方から見やすいように掲示してください。</small>	

専用場所駐車標章

セーフティエチケット

駐車場での優先場所

病院や公共施設、スーパーなどの駐車場には、標識などにより身体障がい者、高齢者の駐車が優先されている場所があります。

これらの場所は、身体の不自由な方、高齢者などが駐車しやすくするため、施設建物の近くにありスペースも広くしてあります。

駐車場内が混雑していても、これらの優先場所には駐車せず、身体障がい者や高齢者が安全に安心して駐車できるようにしましょう。

4 違法駐車に対する措置

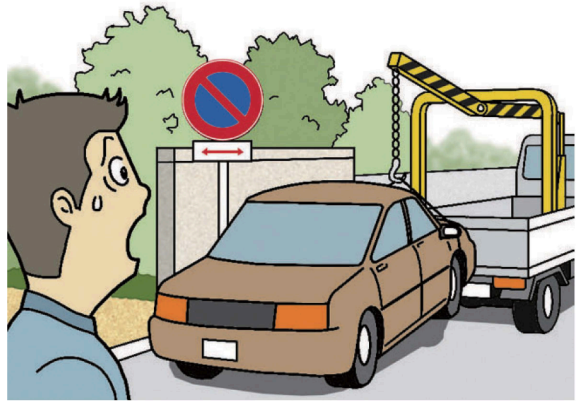
1 車の移動など

- ① 違法に駐車している車の運転者やその車の管理について責任がある者は、現場で警察官や交通巡視員からその車を移動するように命じられたときは、直ちにその車を移動しなければなりません。

- ② 違法に駐車している車については、現場に運転者やその車の管理について責任がある者がいないために、警察官や交通巡視員がその車を移動すべきことを命令することができないときは、レッカー一車により移動されることがあります。

この場合の車の移動、保管などに要した費用は、車の運転者、使用者、所有者などの負担となります。

◆違法駐車は、みんなの迷惑……。



Research

より深く…

「違法駐車に対する措置」

違法駐車に対しては、交通の安全円滑と危険防止のため違法車両を近くの場所に移動させたり、別な場所に保管します。この場合、車を返還するために必要な措置がとられますが、1か月が過ぎても返還できない場合は、車を売却したり廃棄したりします。

「駐車についての相談など」

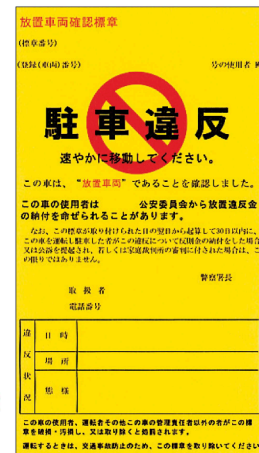
各都道府県の交通安全活動推進センターは、駐車や交通規制などについての照会や相談に応じていますので、利用しましょう。

2 放置車両確認標章

- ① 違法に駐車している車に対しては、**放置車両確認標章**が取り付けられることがあります。放置車両確認標章を取り付けられた車の使用者は、公安委員会から、**放置違反金の納付**を命ぜられることがあります。

- ② 放置車両確認標章を取り付けられた車は、運転するときは、**交通事故防止のため、放置車両確認標章を取り除くことができます。**

- ③ **取り除くことができるものは、標章を取り付けられた車の使用者、運転者やその車の管理について責任がある者です。それ以外の者は標章を破ったり、汚したり、取り除いたりしてはいけません。**



放置車両確認標章



「放置違反金」

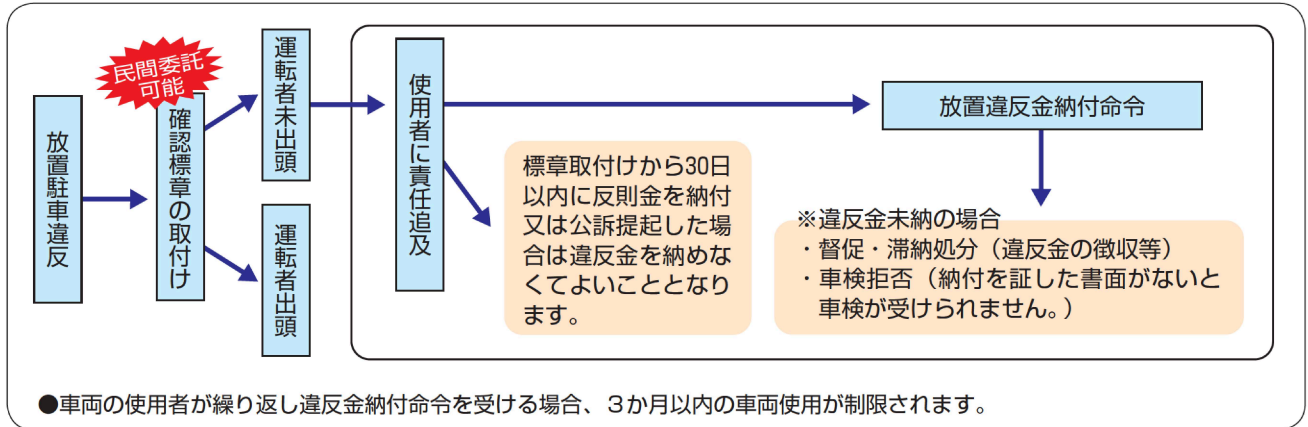
放置駐車違反をした運転者が警察署、交番等へ出頭せず、運転者が分からないときには、使用者に対して公安委員会から**放置違反金の納付命令**がされます。

放置違反金は、コンビニ等で納付することができます。

「使用者」とは

車両の権原を有し、運行を支配し、管理する者をいいます。通常、車両の所有者と一致します（リース車両などの場合、使用者と所有者が異なることがあります）。

◆ 放置駐車違反の取締り制度



Research

より深く…

「放置駐車車両」

警察署長が移動保管した放置車両は、次のように規定が見直されました。

- ・保管した放置車両の所有権は、3か月で都道府県に帰属される。
- ・保管した車両の使用者などに必要な報告、資料の提出を求められることができ、公共団体にも照会や協力を求められる。
- ・民間の法人に、違法駐車車両の移動及び保管に関する事務を委託することができる。

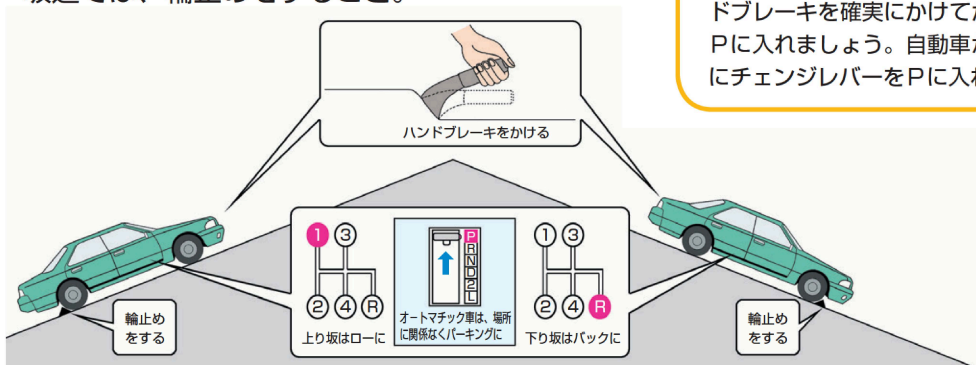
5 車から離れるときの措置(法71)

1 危険防止のための措置

1 四輪車の場合

車から離れるときは、車が暴走しないように次の措置をとらなければなりません。●

- ① ハンドブレーキをかけ、エンジンを止めること。
- ② ギアは、平地や下り坂ではバック、上り坂ではローに入れておくこと。オートマチック車では、場所に関係なく、チェンジレバーをPに入れておくこと。
- ③ 坂道では、輪止めをすること。



注!

「オートマチック車を停止させるときの注意」

停止中は、必ずブレーキペダルをしっかり踏んでおき、念のためハンドブレーキもかけておきましょう。停止時間が長くなりそうときは、チェンジレバーをNに入れておきましょう。

ブレーキペダルをしっかり踏んでおかないと、アクセルペダルを踏まなくても自動車がゆっくり動き出し（クリープ現象）、追突などの思わぬ事故を起こすことがありますので注意しましょう。

「オートマチック車を駐車させるときの注意」

駐車の際には、ブレーキペダルを踏んだままハンドブレーキを確実にかけてから、チェンジレバーをPに入れましょう。自動車が完全に停止しないうちにチェンジレバーをPに入れるのはやめましょう。

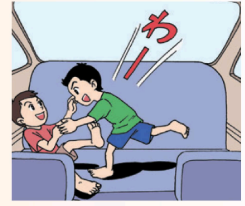
セーフティエチケット

子供も一緒に

どんなときも、車を離れるときは、子供やペットを車内に残したままにしないようにしましょう。

特に夏の炎天下の車内は、高温になり、たとえエアコンをかけていたとしても、子供がちよっとさわっただけで止まってしまいます。

それだけでなく、車が発進してしまったり、パワーウィンドウで手や首をはさんでしまう危険があります。



2 二輪車の場合

二輪車から離れるときは、二輪車が暴走しないように次の措置をとらなければなりません。

- ① 固い平坦な場所を選ぶ。
- ② エンジンを止める。
- ③ センタースタンドを立てる。
- ④ エンジンキーを抜く。

注!

「サイドスタンドを使うとき」は、

- ① ギアをローギアにする。
- ② エンジンを止める。
- ③ サイドスタンドを立てる。
- ④ ハンドルを左に切ってロックする。
- ⑤ エンジンキーを抜く。

2 盗難防止のための措置

盗難車が犯罪に使用される例が多くみられます。

そのような犯罪を防止するためにも、車から離れるときは、車を盗まれないように次の措置をとらなければなりません。

1 四輪車の場合

- ① エンジンを止め、エンジンキーを携帯すること。
- ② 窓を確実に閉めドアをロックすること。
- ③ ハンドルの施錠装置など盗難防止装置があるときは、それを作動させること。
- ④ 貴重品などを持ち出さない場合は、トランクに入れて施錠すること。

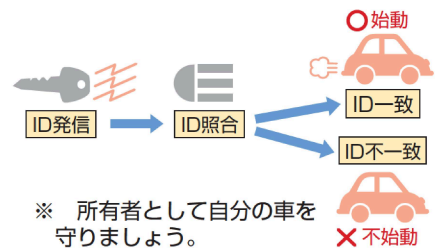
注!

「盗難防止装置」

盗難防止装置としてイモビライザが有効とされています。イモビライザとは、キーから発信される暗号 (ID) を車両に内蔵されているコンピュータで照合し、ID が一致しないとエンジンが掛からない盗難防止装置です。

現在、標準装備されている車が多くなっています。

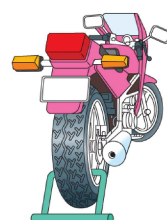
その他にもバー式ハンドルロックやセンサー式警報装置、GPS 追跡装置などもあります。



2 二輪車の場合

- ① ハンドルをロックし、キーを抜き取ること。
- ② 車輪ロック装置などを使い、施錠すること。

◆ロックの仕方



↑車輪ロック装置

- ① ハンドルを左右のどちらかへいっぱいにする。
- ② OFFの位置でエンジンキーを一度押し込む。
- ③ 手を放し、エンジンキーが戻った状態でLOCKの位置まで回す。

※ ロックしにくい場合は、ハンドルを軽く左右に動かす。

6 保管場所の確保 (保管場所法3・6・9)

1 保管場所の確保

自動車 (大型自動二輪車及び普通自動二輪車を除く。) の所有者は、住所など自動車の使用の本拠の位置から2キロメートル以内の、道路以外の場所に自動車の保管場所を確保しなければなりません。

注!

二輪車も、道路以外の場所に保管場所を確保しましょう。

2 保管場所標章

自動車の所有者が保管場所証明書の交付を受けたときや、軽自動車の保管場所の届け出をしたときは、警察署長の交付する保管場所標章を自動車の後面ガラスなどにはりつけて表示しなければなりません。



注!

「保管場所証明書の制度」

自動車の新規登録を受けようとする場合や、使用の本拠の位置を変更する場合は、警察署長から保管場所証明書の交付を受けて、これを運輸支局などに提出しなければなりません。

また、保管場所証明書で証明された保管場所の位置を変更したときは、その日から15日以内に、変更先の保管場所の位置を管轄する警察署長に保管場所の位置などを届け出なければなりません。

「軽自動車の保管場所の届け出」

軽自動車を新たに買った場合 (軽自動車をゆすり受けた場合も含む。) や保管場所を変更したときは、保管場所の位置を管轄する警察署長に、保管場所の位置などを届け出なければなりません (特定の地域を除く。)

「運行禁止の標章」

保管場所が確保されていない自動車には、その運行を禁止する運行禁止標章がはりつけられることがあります。

この標章は、保管場所が確保されていることを確認した警察官などによって取り除かれます。勝手にはがしたりしてはいけません。

運行禁止の標章



セーフティエチケット

駐車場

買い物などで駐車場が混雑しているときは、だれもが早く車を駐車させたいものです。駐車待ちをしている人のことを考えて、用事が済んで車に戻ったら、車内でメールをしたり、おしゃべりをしたりせず、速やかに駐車場を出るようにするのもマナーです。また、バックで駐車する場合は、ハザードランプで後続車へ合図をする気配りも忘れずに。

7 駐車の及ぼす影響

たとえ駐車禁止場所でも、路上駐車はほかの交通の流れの妨げとなり、危険を生じさせます。

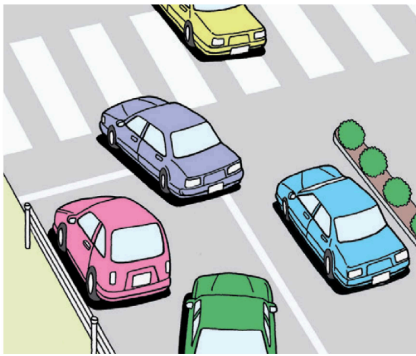
また、パトカー、消防車など緊急自動車の通行を妨げたり、除雪作業車など道路を管理する車の作業を妨げるおそれもあります。

多くの車が走る現代では、違法駐車をはじめ路上駐車が大きな社会問題となっています。

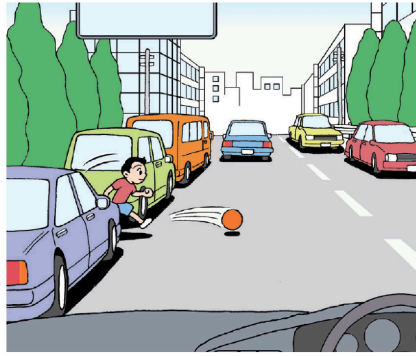
ほかに車を置く場所がある場合は、路上駐車をしないようにしましょう。やむを得ず路上に駐車するときは、次のことに気配りしなければなりません。

- ① 安全か
- ② 迷惑をかけていないか
- ③ 法規に違反していないか

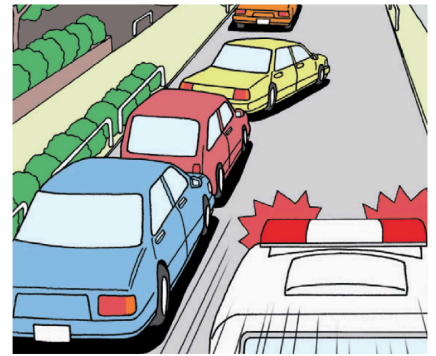
◆ほかの交通に迷惑をかけます。



◆見とおしを悪くします。



◆緊急自動車の通行を妨げます。



ためしてみよう! ○×問題

正しいと判断したときは○の欄、まちがっている
と判断したときは×の欄に✓印をつけてください。

問1 交差点とその端から5メートル以内の場所は駐車も停車も禁止されている。

○	×
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

問2 駐車禁止の場所で運転者が自動車から離れないで、5分間客待ちをした。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問3 消火栓から5メートル以内のところで駐車した。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問4 故障車はそのまま路上に止めておいても駐車にはならない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問5 タイヤがパンクしたときは道路の中央でも駐車することができる。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

問6 パーキングチケットの発給を受けたときは、これをフロントガラスの内側などの前方から見やすいところに掲示しなければならない。

<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
--------------------------	--------------------------

▶解答と解説は、270ページにあります◀